

第8回 上牧町まちづくり基本条例策定委員会

日 時 平成23年5月19日(木)
午前10時から
場 所 上牧町役場 3階 委員会室

次 第

1 開 会

2 部会に関する協議について

3 その他

4 閉 会

上牧町まちづくり基本条例策定委員会(第8回)議事録

開催日時 平成23年5月19日(木) 午前10時00分～午前11時50分
開催場所 上牧町役場 3階 委員会室
出席者 委員 20名
欠席者 委員 0名
傍聴者 3名
事務局 都市環境部 外川部長、同部まちづくり推進課 西山課長、福西課長補佐、
松井係長、野村主事

開 会

委員長あいさつ

議 長 本日の議題である部会に関する協議に先立ち、事務局からの3点の連絡・報告事項があるようなので、説明願いたい。

事務局 委員会委員の異動について説明。

議会選出委員 議会議員の任期満了による芳倉委員(議会議長)、東 委員(総務建設委員長)の後任の議会選出委員として、新たに東 委員(議会議長)、堀内委員(議会副議長)に委員を委嘱した。

各種団体代表委員 各種団体代表委員(5名)の辞任に伴い、就任の承諾が得られた上牧町社会福祉協議会 植村 事務局長、就任の内諾を得ている上牧町体育協会 西野 会長、現時点では人選に至っていないシルバークラブ連合会及び上牧町PTA協議会のそれぞれ代表に委員を委嘱する予定である。

議 長 今回の事務局からの説明により、本日、後任の委員として出席してもらっている植村委員、東 委員、堀内委員から自己紹介を願いたい。

－植村委員、東 委員、堀内委員の順に自己紹介－

事務局 各種団体代表委員の位置づけ並びに同委員に係る委員会への代理出席について改めて事務局の見解を説明。

各種団体代表委員の位置づけについては、「各種団体の代表として、充て職による委員の委嘱」であり、当該団体に属さなくなった場合は、委員としての委嘱を解除することになる旨を整理、確認しておきたい。

各種団体代表委員に係る委員会への代理出席については、当該委員は充て職ではあるが、個人に委員を委嘱していること、委嘱していない代理者の委員会への参加並びに当該代理者の出席に係る報酬の支払はできないこと等を考慮して、原則として認めないことにしたいと考える。

事務局 議事録の公民館等への設置に関する各自治会長への依頼について説明。
議事録の公民館等への設置に関する各自治会長への依頼については、4月27日(木)に開催された自治連合会の総会の際に行った。その際、自治会長からは、「委員会の設置の趣旨並びに議事録の公民館等設置の趣旨」、「委員名簿」を議事録に添付すべきとする意見があり、事務局において対応することになった。既に設置、事務局の対応を待って設置、という自治会ごとの対応には若干のばらつきがあるが、事務局による対応後は、全ての公民館等への設置が実現できるものであると考える。

議長 今回の事務局からの報告事項について質問等はないか？

柄沢委員 各種団体の代表という位置づけで、あて職であるということで、団体の長または委員でなくなった場合は、資格を喪失するということがあったが、もしそういった委員が出てきた場合は、新たにその団体から委員を出してもらえるというように考えてよいのか。

事務局 そのように考えてもらって結構である。

辻委員 今回の話について、当初の説明では途中で団体の長が変わる場合もあるが、そのまま委員として残ってもらってもよいという話であったように思うが、その点どうなっているのか。

事務局 今、申し上げているのは、あくまでも大きな枠の団体の会員または委員の方になってもらっているということで、そのなかの代表であれば長や副でなくても代表として出席してもらって良いということである。

- 山中委員 先ほどの事務局からの説明は、各種団体の代表委員は当該団体の長または会員でよい、という旨の回答であると理解してよいのか、確認したい。また代理出席の件であるが、一般公募の個人委員が欠席する場合も代理出席という考えはないのか。さらに、先ほど報酬の話があったが、委員は欠席すれば報酬は出ないということなのか、確認したい。
- 事務局 欠席をすれば報酬は出ない。
- 山中委員 欠席した委員に対しての報酬は出ないということだが、欠席した場合、議事録を読むだけでは不十分であるので、無報酬での代理出席を認めてはどうか。各種団体の場合も、報酬は出なくても、代理の者に出席してもれれば会議の内容もよく分かるのではないかと考える。
- 柄沢委員 代理出席は認めないということなので、委員会に同席したとしても意見を言うことができないのであれば、傍聴で足りると思う。そのようにしないと、委員会自体が複雑になってくるのではないかと考える。
- 山中委員 傍聴で対応するという意見は理解できる。それならば、委員が欠席する場合、大抵は事前に議案が決まっているので、それに対して述べたい意見があれば、事前に議長か事務局あてに提出できるようにしてはどうか。例えば、私が自治会の会長していた時には、欠席する役員はすでに議題は決まっていたので、メモの提出や代わりの方に発言してもらうなどをして、欠席だからといって意見が述べられないということは極力避けるようにした。
- 小林委員 欠席の場合でも意見を述べたい時は、事前に意見を議長あてに提出するのは良いと思う。
各種団体の代表については、代表者もしくは会員でも良いのかという話があったが、会員まで広げてしまうと数が増えるし、まちづくり基本条例設置要綱においては各種団体代表となっている以上は、代表もしくは代表に準じる方に限定すべきであり、会員なら誰でも良いと考え方がいかなものかと考える。
- 事務局 先程も言ったが、各団体の中から選ばれるということは、代表であると

認められるので、必ずしも長や副でない方も認めるという私の意見のとおりとさせてもらった方がスムーズであると考えてる。

小林委員 ということは、当該団体の代表者若しくは代表者が選んだ者、又は推薦した者で、会のメンバーであれば誰でもよいとすることなのか？後々にもめることのないよう、各種団体代表委員は、「代表者」又は「代表者が推薦した者」とすることを明確にしておいてもらいたい。

藤村委員 他の事例だが、あて職の委員の方が欠席される場合には、会の始めに今日は誰々の代理で来ましたと宣言してもらおう。あるいはその団体から委嘱状をもらって、この委員会に参加したと宣言してもらおう程度でいい話であると考えてる。

小林委員 今の意見については、そういった方法もあると思うが、代理は認めないというルールにしようということであり、私自身も代理者の出席については、反対である。団体代表であったとしても個人に委嘱している以上、本人が継続して委員会に出席し、議論の流れを十分に承知したうえで意見を述べる。この委員会が大事な条例を議論する会であるならば、なおさら代理ではなく本人が出席する、本人が出られない場合は、意見を申し述べる書面を事前に提出するというような方法にした方が思う。代理が出るとなれば、委員会が軽くなってしまうので、代理は認めないとする事務局から提案があったルールで良いと考えてる。

柄沢委員 今の小林委員の意見に賛成である。設置要綱では各種団体の代表となっており、会長に限定されているわけではないので、その団体が代表として認めた方であれば、どういう資格の方であろうと問題はないと考えてる。それと長丁場となる委員会であり、継続して出席しないと意味がないと思う。だから、代理の方が出席しても結局は意見を言えないので、欠席する場合は自分の意見を事前に提出できることになったので、代理出席は認めないこととし、どうしても詳細に聞きたいのであれば、その委員の代理の方が傍聴に来てもらうという形で良いと思う。

議 長 今の話をまとめると、各種団体の委員については、設置要綱に代表者となっていない以上、代表もしくは代表に準じる方というイメージで、臨

機応変に対応していきたい。

代理出席については、認めない。ただし、各委員の方が欠席する場合は、事前に議長または事務局に書面でもって意見ないし提案を提出することができる。会議の流れ等については、代理の方が傍聴し欠席した委員に伝えることで対応する形で進めたい。

各委員 異議なし。

三浦委員 たくさんの役を持っているので、いくつもの会とぶつかる場合が多々ある。この委員会に出席したいが、できない場合はどうしたらよいのか。副会長を代理で出席させる形でよいのではないか。副会長には、策定委員会の議事録等の書類はすべて見せているので、趣旨は分かってもらっている。代理出席ではなく、傍聴と言う形であれば、次回の委員会で私が質問をしてよいのか？

小林委員 三浦委員も欠席の場合は、先ほど決まったルールで進めてもらいたい。

議長 そのルールで進めることとする。それでは、本題「部会に関する協議」に入りたいと思う。前回の委員会の最後に入りたい部会の希望を募り、後日、新しく委嘱された委員及び欠席委員には事務局の方で確認してもらい、部会の構成が決定したので事務局から提案ということで説明してもらいたいと考える。

事務局 部会に関する提案についての説明をする。

1 各部会の構成・所掌事項について

町民部会 足立委員 井尻委員 小田委員 木村委員 遠山委員
三浦委員 辻 委員 梶野委員 植村委員

共通：総則・基本理念・基本原則【参画、協働、情報共有など】

専管：町民の権利と責務ほか町民に関すること全般

専管：町民側からの参画、協働、情報共有のあり方

議会部会 小谷委員 小林委員 田島委員 西田委員 東 委員

共通：総則・基本理念・基本原則【参画、協働、情報共有など】

専管：議会及び議員の役割と責務ほか議会に関すること全般

専管：議会側からの参画、協働、情報共有のあり方

行政部会 柄沢委員 畑中委員 藤村委員 山中委員 山原委員
堀内委員

共通：総則・基本理念・基本原則【参画、協働、情報共有など】

専管：町(行政)の役割と責務・町政運営ほか行政に関すること全般

専管：行政側からの(町としての)参画、協働、情報共有のあり方

2 部会に関する協議事項

① 部会制への移行に関するタイムテーブル等について

- ・各部会所属委員決定等……決定：正副委員長、事務局打合会(5/2)
発表：第8回委員会(本日)
- ・部会と全体会のバランス……部会を数回開催した次の委員会は全体会とする(イメージ)
- ・本日の委員会(5/19)において部会の詳細が決まれば、次回から部会に移行。

② 会長及び副部会長の選出方法等について

- ・各部会における構成委員(正副委員長を除く)による互選
- ・全体会の開催時期については、正副委員長、各部会長、事務局による打ち合わせ会議【調整会議】を随時開催して決定。

③ 部会の開催及び運営等について

- ・開催場所の確保及び開催通知の発出
開催場所の確保については、基本的に事務局にて対応
部会の会議には、原則として役場を使用することとし、開庁日の午前9時～午後5時の時間帯における開催とする。
部会の各委員への案内発出は省略とする。(欠席委員への次回開催日時
の連絡については、部会長により対応)
- ・各部会の開催日
【3部会が同一の日】 or 【部会ごとに任意の日】に最低でも月に1回の開催を原則とする。月に複数回の部会開催を妨げるものではない。
- ・部会への事務局の参加

基本的には、各部会に同席させてもらう予定。

事務局の繁忙などの都合により、中途退席することもあり得る。

・部会の会議の公開、非公開

部会の会議は公開とする。町民への周知については、役場、出張所、図書館に案内書面を掲示することで対応。(ホームページへの掲載は、全体会と同様に対応)

④ 会の進め方について

① 共通テーマから入る。

② 各部会での議論のまとめを全体会に持ち寄り、全体会で議論を深めるとともに、一定の結論(方針)を出していく。

③ 共通テーマが終了後、専管テーマに移る。

④ 具体的な進行については、「調整会議」で管理・調整する。

⑤ 部会の議事録

・各部会ごとに部会において、委員により要点筆記にて作成

・部会の議事録については、全体会での各部会からの発表として全体会の議事録に登載するので、公開しないことを想定。

⑥ 部会の出席委員に対する報酬

・部会の出席についても、報酬の支出対象とする予定。

・部会の任意による役場以外の場所での開催については、報酬の対象とはしない方向で検討。

議 長

補足として、「⑥ 部会の出席委員に対する報酬」について、予算等の関係もあるが、部会についても報酬の支出があるという話があった。それを受けて開催場所については役場の会議室を使用することとし、会場の確保は事務局でしてもらう。ただし、各部会の任意による部会を開催することを妨げるものではなく、部会の役場以外の場所での開催については、報酬の対象としないことだけは理解してもらいたい。

部会の会議は公開とするが、告知方法としては、全体会と比べて頻繁に開催することも考えられ、広報掲載には2ヶ月前に開催日を決定しないといけないこともあるので、役場、出張所、図書館における掲示、ホームページへの掲載で告知する方法を進めることとする。また、部会の各

委員への案内発出は省略とする形で良いと考える。
それでは、部会に関する提案についての質問に移りたい。

小林委員 部会の開催日程の告知について、事務局の話では、広報かんまきに載せられないこともあるので、役場、出張所、図書館に案内書面を掲示することで対応したいとあったが、間に合えば載せるという表現に聞こえたが、そういうことか。

事務局 説明に誤解を招く点があったので、部会の日程周知については、広報かんまきは用いないということを再度確認させてもらいたい。

山中委員 ①議会の代表委員は、当初は議長と総務建設委員長であった。ところが今回からは、総務建設委員長ではなくて副議長となっている。何故なのか。

②各部会の専管であるが、「町民(議会・行政)側からの参画、協働、情報共有」の後にそれぞれ「などの基本原則」を追加、修正してもらいたい。

③部会の議事録については、全体会での各部会からの発表として全体会の議事録に登載するので、公開しなくてよいという意味であるのか確認したい。公開しないと公開しなくてよいでは基本理念が変わってくると思う。

事務局 ①議会に対しては、各種団体代表委員とは異なり、議会議長に2名の委員選出を依頼したので、このような結果となった次第である。

②専管事項の標記については、山中委員の指摘のとおり追加修正する。

③議事録については、しないというよりも、全体会の議事録のなかで、盛り込むので、しなくて良いということを想定しているので、「公開しなくても良い」に変更する。

小林委員 部会の議事録を全体会の議事録に盛り込むとは、どういうイメージなのか。

事務局 各部会において作成された記録に基づき全体会で発表してもらった内容を全体会の議事録に盛り込むということをイメージしている。

- 柄沢委員 部会の議事録であるが、委員により要点筆記にて作成ということは、委員のなかで誰かが議事録をとるということで理解していいのか。
- 議長 そのように考えてもらってよい。
- 柄沢委員 そうであれば、録音してもらえるのか。部会の会議は原則、役場の会議室を使用することになるが、録音のできない部屋もあり、そういう場所での開催になると筆記を担当する者は、かなり忙しいと思う。録音なしでは、作成した議事録の確認においても不安が生じる。
- 議長 役場の施設を借りる以上、録音機材数に限りがあると思うが、録音機材を貸してもらうことは問題ないと思うが、事務局の見解を尋ねたい。
- 事務局 一度に3台ということであるが、庁舎内の各課に依頼することで、貸し出せるように事務局として努力したいと考える。
- 田島委員 各部会の要点筆記の件であるが、全体会の時に各部会から発表しないとイケないので、事務局が作成している議事録並みの議事録を作成してしまうと、かえって発表するのにすごく時間を費やしてしまい、議論ができないということになるので、あくまで議論内容、結論、提案の要点を列記するぐらいに留めておいた方が、逆に全体会での議論がしやすいのではないかと思う。その要点筆記したものを各部会で委員の確認を取れば、録音機を持ち出してまでのレベルは必要ないと考える。
- 畑中委員 今の意見に全面的に賛成です。くどくどと筆記する必要はないと考える。1時間半ないし2時間の部会を各部会が行えば、3倍の時間となり、その発言について従前の全体会のような議事録を作れば、とうてい次回の全体会でまかないきれぬボリュームではないと考える。
- 小田委員 事務局に尋ねるが、別添様式があれば出してほしい。無ければ、どういふ内容を筆記すればいいのか示してほしい。その後に意見を述べたいと考える。
- 事務局 用意をさせてもらい、配布させてもらう。

議 長 要点筆記をするうえで、間違いがあってはいけないので録音をするというイメージであると考え。部会において録音機が必要であるという場合、事務局で用意してもらえるのであれば、貸し出してもらいたい。

田島委員 第9回策定委員会を6月23日（木）に予定されているが、各部会でそれまでに部会を開いて23日の全体部会に臨むというイメージになるのか。

議 長 本日の会議のイメージとしては、休憩後に部会に分かれて部会長を決めってもらう。23日は、もう一度全体会を行い、連絡事項を済ませた後に、各部会で会議の進め方等を話し合ってもらいたいことを考えているので、次回の全体会では部会の発表をしてもらうことは想定していない。

山中委員 6月23日の会議以降の全体会を、7月にするのか、8月にするのかを決めてほしい。意見としては、できるだけ早い機会に全体会を行い、次からその間隔を伸ばしていく、適宜柔軟に進めるようにすればよいと思う。

議 長 私も同意見である。次のスケジュール等の話は、休憩後に行いたいと考える。

事務局からの部会に関する提案についての説明をもらったが、私自身も委員会は初めてで、部会もどういうふうなイメージになるのか分かっていないのも事実である。やってみて変更しなければならない部分も多々あると思うが、そのことについてはバシッと決めるのではなく、その都度臨機応変に対応していきたいと考えている。

事務局からの部会に関する提案のとおり、進めていくことに関しての決を採りたいので、このように進めることが適当であるとする委員は挙手願いたい。（委員全員が挙手）

それでは、今から少し休憩を取ることにする。（11時から再開）

－ 休 憩 －

議 長 それでは、11時になったので再開する。上牧町まちづくり基本条例策定

委員会部会の記録ということで、部会の議事録の様式案を事務局から配付してもらっているのですが、そのことについての説明を願いたい。

事務局 配付した様式については、「議事録」というよりは「部会記録」というようなイメージで作成した案である。「開催日時」「開催場所」「出欠委員」「概要(要点筆記)」を記入してもらうことを想定している。この様式は「ワード」で作成しているが、手書きによる対応も可能である。各部会の終了時に手書きであればその場で、パソコンにより打ち直す場合は後日事務局に提出してもらうこととしている。また、この記録については、部会開催の後の全体会における発表の資料として使ってもらうこととし、概要については、要点を簡潔にまとめてもらうことを想定している。

足立委員 部会の開催場所に設置したホワイトボードに、出された意見を書き、話の流れがわかるようにして、それ自体を議事録にするようにした方が良いと考える。個々で書いていくのは、分かりづらいように思う。

遠山委員 ホワイトボードに書いたものをどうするのか？

足立委員 例えば、デジカメで撮って部会の記録の用紙に貼り付けることを想定している。部会の会議の途中において出た意見を随時ホワイトボードに書くことで、意見のつながりや話の流れがよく分かると考える。

議長 足立委員の提案は部会の進め方のひとつの方法ではあるが、部会の議事運営については、各部会の判断に委ねることとし、それぞれが定めた方法で行うことが適当であると考えます。

山中委員 各部会が作成して事務局に提出された記録を増し刷りして、全体会で全員に配ってもらうことを提案したい。各部会の記録を配ることによって、それを見ながら話を聞くことができるし、委員が自分の頭の中で整理しやすくなると思う。

事務局 各部会の記録については、作成できた時点で事務局に1部提出してもらうことをお願いしたところであり、それを増し刷りし、全体会で全ての委員に配付することは、十分対応可能である。

- 議長 各部会の記録は、全体会で全委員に配付することを決定する。
- 小林委員 部会の記録の様式に「記録者」を記載する欄を設けることを提案したい。
- 事務局 部会の記録の様式については、未定稿の段階での各委員への提示であり、「記録者」を記載する欄を設けることにしたいと考える。
- 植村委員 部会の記録について、各部会でそれぞれの案件について話し合っ、ある一定の完成した案ができた時点で全体会に提出してチェックを受けるという作業になるというイメージを持っている。そうであれば、1回1回の部会の作業について、全委員が記録を見てチェックするという作業はしなくてもよいと率直に思う。それをすることで、大事なことも知れないが、全体会で3部会がそれぞれ話し合った事を確認するだけに終始してしまい、委員会が進んでいかないということを懸念するので、そのことは簡単にしてもよいという考えを持っている。
- 山中委員 今の意見に対して、配られたものを隅々まで読む必要はなく、ざっと目を通すだけでよい。それならば、5～10分くらいあれば十分である。配られたものを逐一そのまま口で説明するから時間がかかるのであって、口で説明するのは、書き足らない部分やさらに詳しい説明が必要なところだけにすればよい。そうすると、各委員としても流れがよく分かる。つまり、これまでの議論のなかでは、この委員会は各部会に任せっきりでなく、部会で議論したことを全体会でチェックしあいながら進めていくことになっているので、継続審議などの場合は数回の部会の記録を一括するなど、部会ごとに臨機応変に、よく分かって、短時間で行うという原則だけを決めておけばよいと考える。
- 井尻委員 部会の記録について、部会ごとに毎回記録していくということになれば、記録の仕方にもよるが、大変な負担になると思うので、私も植村委員の意見に賛成である。一定の段階あるいは結論が出た段階で記録を作ることとし、毎回にわたってつくるということは不要であると考えます。
- 遠山委員 部会の記録について、報酬の受け取り(報酬辞退の委員もあるが)との兼ね合いを考えると、話し合いでまとまらなかったという記録が悪いとは思わ

ないし、何も載せないということはあってもよいと思う。その記録を全体会で配付することについては、一度そういう形でやってみて、各部長から必要に応じて、省略・簡略についての提案をしてもらうことにすればよいと考える。

小林委員 あくまでイメージであるが、たいそうな記録を作ろうというわけではなく、A4、1枚かせいぜい2枚程度の記録であり、その部会で話し合ったポイントと、そのポイントに対する意見を記載するという程度でよいと考える。誰の発言であるのかということまで書くことは想定していないので、たいそうに考える必要はない。記憶している範囲でも十分に対応できるものであり、後に部会の各メンバーにメールなどにより確認してもらうことで済む話しであるので、大げさに考えなくてもよいと考える。

畑中委員 今の委員の意見は正当なものであり、そのようにやっていきたいと思う。仮定の話であるが、私が所属部会で記録係となった場合、配付してもらった様式はこれで問題ないと考える。事務的な話であるが、様式に書かれた出欠委員のところの〇〇を消して、たくさん作っておいてもらい、手書きで作成すれば、次回の部会に際して、前回の部会の状況の確認にも使えるものであると思っている。

議長 部会の記録については、各部会の方で臨機応変に対応してもらうこととし、各部会を運営していくなかで、意見を出してもらい、その都度協議するというにしたい。

この後、各部会に分かれ、部会長・副部会長を部会ごとの互選により決めてもらうことにしたいと思う。決めるに際して、部会長の役割については、部会を統制することはもちろん、全体会の開催の時期の協議など部会間の調整を行う調整会議への出席という役割もあるということを確認しておきたい。

町民部会はこの場所(委員会室)を使って、議会部会と行政部会は隣の議員控室を用意してもらっているので、今から20分間でそれぞれの話し合い、11時35分にはこの場所に戻ってもらいたいと考える。

一部会に分かれて話し合い

議長 それでは、各部会の部会長・副部会長が決定したということなので、それぞれ発表してもらいたい。部会長・副部会長に選任された方から順次、簡単にあいさつをお願いしたい。

足立委員 町民部会 部会長に選ばれた足立です。これからの厳しい経済情勢のもと、そのなかで大きなグランドデザインのなかで、町民としてどういうふうを考えていけばよいのかという部分について議論を深めていき、良い住民についての条例に関する案を提案したいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

木村委員 町民部会 副部会長に選ばれた木村です。部会長の足立委員を補佐し、各委員の知恵を借りながら部会を進めていきたいと思う。

田島委員 議会部会 部会長に選ばれた田島です。上牧町が財政難に陥った原因として、議会にもかなりの責任があるのでないかという思いがあり、議会を、開かれた、町民のための議会にするには、どの様な条例をもってすれば出来るのかということで、頑張っていきたいと思うので、皆さんのお力を貸して頂きたい。

西田委員 議会部会 副部会長に選ばれた西田です。私も長年、議会の傍聴を続けるなかで、議会に対するいろんな思いが蓄積しており、何か役に立てるのではないかと考えているので、よろしくお願ひしたい。

藤村委員 行政部会 部会長に選ばれた藤村です。部会長を引き受けたからには、町政と我々町民が一体となって、良いまちにしていくためにはどういう具合にようにやっていけばよいのかということを、皆さんと一緒に考えていきたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

山中委員 行政部会 副部会長に選ばれた山中です。我々の部会では、この委員会が約2年間続くとして、その2年間において固定的に部会長・副部会長をやるのではなく、適当な区切りのところで交代しながらやってはどうかという提案があり、その方向でやっていくことになった。従って、副部会長の私の場合も2年間を通して副部会長をやるのではなく、区切りのよいところで次の方にバトンタッチし、その他の方にもいろんな経験をしてもらおうと

いう意味である。また、部会の記録係についても、毎回毎回委員が輪番でやろうということになった。記録係を経験することは、当人にとって、議論の内容により深くコミットできるという可能性がメリットとしてある。我々の部会では、このようなやり方を考えた次第である。

議長 各部会の部会長・副部会長においては、これからもよろしくお願ひしたい。なお、各部会長には「調整会議」に出席してもらうことにしており、大変手間をかけることになるが、この委員会の終了後に少しだけ残ってもらい、調整会議についての打合せをさせてもらいたい。各部会での打合せ事項ではないが、欠員補充の委員については、当該委員の希望に基づきいずれかの部会に加わってもらうことになるが、各部会において、人数が足りないという場合については、事前に申し出てもらいたい。人数の拡大の必要が無いようなので、委嘱後、委員の希望に基づく部会分けを事務局にお願ひしておきたい。

議長 本日予定していた議題については、全て終了したが、総じて意見・質問があれば、挙手願ひたい。

畑中委員 本日の資料として「公民館等への議事録の設置について(依頼)」という文書が配布されているが、これについての説明があればお願ひしたい。

議長 この文書については、4月27日の自治連合会の総会の会議において、各自治会長への依頼に際して配付された文書である。この文書については、前回の委員会で、このような文案で依頼する予定になっているという旨の報告が事務局からあったように記憶している。

畑中委員 議事録の公民館設置について、例えばいつの議事録から置くようになるのか、といった全体的な説明をしてもらいたいと思う。

事務局 今回配付した文書については、自治会長への依頼に先立ち、各委員にも見てもらっているものであると認識している。4月27日の自治連合会総会の会議で、第1回から第6回の議事録にこの依頼文書を添えて依頼をさせてもらった。その際、追加資料を議事録に添付するべきとする意見があり、後日、事務局で対応することを条件として議事録を持ち帰ってもらった。

当該追加資料の到着を待つて公民館に設置される自治会、到着を待たずに直ちに設置された自治会とがあり、全町的な設置にはばらつきがあるとの説明をさせてもらったところである。

小林委員 自治会長から請求のあった追加資料とは何かを説明してはどうか？

事務局 自治会長から請求のあった追加資料は、「委員会設置の趣旨、公民館等へ議事録をおこくとの意義をまとめた文書」と「委員会委員名簿」である。

田島委員 公民館への議事録の設置について、ある方が議事録に興味を持たれ、読みたいがすごくボリュームがあり、公民館が開いている時間にそこに座って読むのは難しいので、貸し出しをしてもらいたいとの希望があったが、そのことは、各自治会の判断に委ねられているのか？

事務局 自治連合会の総会の席上でもそのような意見が出ており、議事録の貸し出し対応については、各自治会の任意の判断によることを原則とし、実際にそのような要望があった場合には、可能な限り対応してもらえる旨、説明、依頼をさせてもらったところである。

山中委員 ちなみに、議事録のコピーを送ってもらいたいという希望者は、今までにどれくらいあったのか？

事務局 議事録の郵送請求は現時点ではまだない。過日、議事録を請求したいと知人に頼まれたとのことで当課に来られたが、送料のみで対応してもらえるものであるとの思い違いをされており、別途コピー代が必要であること、町のホームページにも全文を掲載していることを説明すると、ホームページを見るように知人に伝えますと、お帰りになったということがあった。

閉 会 委員長の閉会宣言により会議終了(11時50分)。

※ 次回委員会は、6月23日(木)午前10時から役場 3階 委員会室で、次々回委員会については、全体会若しくは部会にするのかということが調整会議により決定されていないが、開催日の広報による周知、会場を確保するという意味から仮の日程にということで、7月14日(木)午後2時から役場 3階 委員会室での開催

とさせてもらいたい。